

第4回定例会

議案第67号

安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

安芸高田市長 藤本 悅志

安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例

安芸高田市財産区管理会条例(令和3年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 (略) (設置及び組織)	第1条 (略) (設置及び組織)
第2条 次表に掲げる本市の財産区に財産区管理会(以下「管理会」という。)を置き、その区域及び構成する財産区管理委員(以下「委員」とい	第2条 次表に掲げる本市の財産区に財産区管理会(以下「管理会」という。)を置き、その区域及び構成する財産区管理委員(以下「委員」とい

う。)の定数は、同表のとおりとする。

財産区名	区域	委員定数
安芸高田市吉田財産区	吉田町吉田及び国司の全域	7人
安芸高田市中馬財産区	吉田町中馬の全域	6人
安芸高田市横田財産区	美土里町横田の全域	7人
安芸高田市本郷財産区	美土里町本郷の全域	7人
安芸高田市北財産区	美土里町北の全域	5人
安芸高田市来原財産区	高宮町来女木及び原田の全域	6人
安芸高田市船佐財産区	高宮町佐々部、船木、房後及び羽佐竹の全域	6人
安芸高田市川根財産区	高宮町川根の全域	6人
安芸高田市坂財産区	向原町坂の全域	7人

2 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条から第9条まで (略)

う。)の定数は、同表のとおりとする。

財産区名	区域	委員定数
安芸高田市吉田財産区	吉田町吉田及び国司の全域	7人
安芸高田市中馬財産区	吉田町中馬の全域	6人
安芸高田市横田財産区	美土里町横田の全域	7人
安芸高田市本郷財産区	美土里町本郷の全域	7人
安芸高田市北財産区	美土里町北の全域	5人
安芸高田市来原財産区	高宮町来女木及び原田の全域	6人
安芸高田市船佐財産区	高宮町佐々部、船木、房後及び羽佐竹の全域	6人
安芸高田市川根財産区	高宮町川根の全域	6人

第3条から第9条まで (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(任期の特例)
- この条例による改正後の安芸高田市財産区管理条例(以下「改正後条例」という。)第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和11年6月30日までの間に改正後条例第3条の規定により選任される安芸高田市坂財産区管理委員の任期は、選任の日から令和11年6月30日までとする。